

新潟市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第10号

新潟市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市債権管理条例施行規則（平成26年新潟市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表以外の部分中「次の表の左欄に掲げる延滞金の徴収の有無及び同表中欄に掲げる不服申立ての種類に応じ、それぞれ同表右欄に定める様式」を「延滞金を徴収するものについては別記様式第4号（その1）、延滞金を徴収しないものについては別記様式第4号（その2）」に改め、同項の表を削り、同条第2項の表以外の部分中「次の表の左欄に掲げる延滞金の徴収の有無及び同表中欄に掲げる不服申立ての種類に応じ、それぞれ同表右欄に定める様式」を「延滞金を徴収するものについては別記様式第5号（その1）、延滞金を徴収しないものについては別記様式第5号（その2）」に改め、同項の表を削る。

第9条第2項第10号及び第11号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定、裁決」を「裁決」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

別表第1中「、地域下水道使用料、公設浄化槽使用料」を削る。

別表第2中「国民健康保険不当利得返還金（不正利得に当たらないものに限る。）」の次に「、地域下水道使用料、公設浄化槽使用料」を加える。

別記様式第4号（その1）を削る。

別記様式第4号（その2）中

「  
| (機関の表示) 印 | を  
|」

「  
|  
新潟市長（又は機関の表示） 印 | に、  
|  
」

「（不服申立て等）」を「（審査請求等）」に、「30日」を「3か月」に、「あった日から」を「あった日の翌日から起算して」に改め、同様式を別記様式第4号（その1）とする。

別記様式第4号（その3）を削る。

別記様式第4号（その4）中

「  
|  
（機関の表示） 印 | を  
|  
」

「  
|  
新潟市長（又は機関の表示） 印 | に、  
|  
」

「（不服申立て等）」を「（審査請求等）」に、「30日」を「3か月」に、「あった日から」を「あった日の翌日から起算して」に改め、同様式を別記様式第4号（その2）とする。

別記様式第5号（その1）を削る。

別記様式第5号（その2）中

「  
|  
（機関の表示） 印 | を  
|  
」

「  
|  
新潟市長（又は機関の表示） 印 | に、  
|  
」

」

「（不服申立て等）」を「（審査請求等）」に、「30日」を「3か月」に、「あった日から」を「あった日の翌日から起算して」に改め、同様式を別記様式第5号（その1）とする。

別記様式第5号（その3）を削る。

別記様式第5号（その4）中

「  
 |  
 | (機関の表示) 印 | を  
 |  
 」

「  
 |  
 | 新潟市長（又は機関の表示） 印 | に、  
 |  
 」

「（不服申立て等）」を「（審査請求等）」に、「30日」を「3か月」に、「あった日から」を「あった日の翌日から起算して」に改め、同様式を別記様式第5号（その2）とする。

別記様式第7号（その1）中

「  
 | (不服申立て等)  
 | この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。  
 | また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに係る決定を経た後に、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを  
 |  
 」

提起できます。

(審査請求等)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改

める。

別記様式第11号（その1）中「不服申立て等」を「審査請求等」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第13号中「（教示）」を「（審査請求等）」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「あった日から」を「あった日の翌日から起算して」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。